

東京都教育委員会 会計年度任用職員（体育部専門員）の勤務条件

項目	内 容
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	<p>東京都教育庁指導部指導企画課</p> <p>(東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎15階)</p>
職務内容	<p>都内高等学校における体育・スポーツ活動の振興と高等学校生徒の健全な育成を図る事業の事務に関する事務。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高等学校における体育・スポーツ大会の開催に関する事務 (2) 高等学校に係る体育・スポーツに関する調査・研究に関する事務 (3) 関係諸団体との連絡・調整・連携に関する事務 (4) 高等学校体育・スポーツに関する審議会等の開催に関する事務 (5) その他東京都高等学校体育連盟の目的達成に必要な事項に関する事務
求められる資格・能力	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体育・スポーツ大会に関する職務の経験を有していると望ましい。 (2) 健康でかつ意欲をもって職務を遂行できること。 (3) パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、文書作成、表作成等の業務が支障なくできること。 (4) 窓口や電話応対等において、適切に対応する応用力、判断力を有すること。 (5) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	<p>月16日</p> <p>※ 原則として、土日、祝日及び年末年始は休日となります。年数回、土日及び祝日の勤務があります。</p>
勤務時間	<p>原則として、</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで又は</p> <p>午前9時から午後5時45分まで</p> <p>※ 常勤職員の勤務時間に準じて時差出勤を依頼する場合があります。</p> <p>※ 所定勤務時間を超える勤務の有無 無</p>
休憩時間	休憩時間は1時間とし、開始時間を①11時から②11時30分から ③正午から④12時30分から⑤13時からのいずれかとする。
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p>

	<ul style="list-style-type: none">※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります が、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬	<p>月額 208,100 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月）</p> <ul style="list-style-type: none">※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を当月の 15 日に口座振込に より支給※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

○上記勤務条件等については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。